

農地・農村部会における検討状況

第8回農地・農村部会（平成26年7月25日）

地方団体より、「農地制度のあり方について」に係る説明をヒアリング

第9回農地・農村部会（平成26年8月20日）

農林水産省より、「農地制度のあり方について」（地方六団体提言）に対する考え方について、説明をヒアリング

第10回農地・農村部会（平成26年9月11日）

農林水産省より、提案募集個別案件について、提案に対する考え方をヒアリング

- ・耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること
- ・農家レストランを農業用施設に位置付けること
- ・農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和
- ・全面コンクリート舗装した温室等の床面について、農地として取り扱うこと

農地制度のあり方について〔ポイント〕

平成26年8月5日
全国知事会・全国市長会・全国町村会
全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
- 国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、回法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り
- 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

※2ha以下…知事許可
2ha超4ha以下…知事許可(要大臣協議)
4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)
(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
- ・地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
(※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)に対する農林水産省の考え方〔ポイント〕

【 農地に関する基本認識 】

- 農地転用によるかい廃は近年減少しているものの依然として農地減少の主な原因。39%と低い水準にある我が国の食料自給率の向上を図るためには、農地転用許可制度の適正な運用等を通じ、農地面積の減少を抑制することが必要。
- 農地転用により他用途に供された土地の農地への復元には相当の困難を伴うことから、農地転用許可制度等の在り方を検討するに当たっては、まちづくりの視点だけでなく、現存する優良農地をいかに保全するかという視点が重要。

「農地制度のあり方について」(地方六団体)

○ 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・ 市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)
(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
- ・ 地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
(※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農林水産省の考え方

- 農地の総量確保を図る上で、市町村・都道府県の果たす役割は重要と認識。
食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標や農地面積の見通し等に関する検討に当たって、国が地方の意見も十分踏まえて対応することが必要。
- 一方、「市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本」とすることについては、国が定める食料自給率目標を達成するために必要な農地を確保するという視点からすれば、十分に適合した枠組みとは言い難いのではないか等の課題。
- 市町村目標を達成するための具体的な担保措置が必ずしも明確でないが、仮に農地転用により他用途に供された土地を農地へ復元しようとするれば相当の困難を伴うことから、事後的な是正措置よりも農地転用許可制度等の適正な執行により現存する優良農地をいかに保全するかという視点が重要。

「農地制度のあり方について」（地方六団体）

- 農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕
 - ・ 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
 - ・ その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
 - ・ 市町村農業委員会選任委員に学識経験者の比率を高めることを可能とする
 - ・ 都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止
- 農地において農業が力強く営まれるための取組を充実
 - ・ 国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

農林水産省の考え方

- 農業上の土地利用との調整を経た上で土地利用計画に位置付けられた開発や優良農地以外の農地に係る転用の許可については、迅速な判断が可能。
- 土地利用計画上に位置付けを有していない個別の農地転用許可の判断については、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、許可基準に即し厳正に判断することが必要。
 - このため、地元の地権者や進出企業の意向による影響を受けにくい、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切。
- 仮に農地転用許可権限の移譲を更に進める場合には、優良農地の保全の観点から、客観的に見て十分な担保措置をとり得るかが課題。
- なお、農業委員の選任方法及び都道府県農業会議の在り方については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、『「日本再興戦略」改訂2014』等において、見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要。
- 国と地方が連携しつつ、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保を図るとともに、農地中間管理機構の活用等により効率的な利用を促進することが必要。